

## 第33回全国総会・交流集会への全国代表委員会報告

2020年2月16日

川崎市「サンピアかわさき」

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・伊東達也

## &lt;はじめに&gt;

○第33回全国総会・交流集会を「原発・核燃からの撤退」の促進への契機にしよう！

- 第33回全国総会・交流集会が掲げるスローガン
  - △国と東電は被災者・被災地対策、事故収束対策に真摯に取り組み！
  - △「原発固執」をやめ、再生エネルギーへ転換を！
  - △「高速炉開発」をきっぱりやめ、核燃料サイクルからの撤退を！
  - △「関電の原発マネー還流」の真相の徹底解明を！
  - △国と電力会社は原発開発の「負の遺産」と真摯に向き合え！
  - △「原発ゼロ基本法案」の早期制定を！

## 1、事故10年目を迎える福島からの報告

## 1-1、福島第一原発事故から10年目を迎えるが原子力災害はつづく

- 「五輪で終わり」「10年で終わり」として、被災者・被災地対策の打ち切りなどがあってはならない
  - △いまなお8万5000人の福島県民が故郷に戻れていない
  - △福島第一原発事故から10年目を迎え、避難指示12市町村のうち11市町村に帰還宣言。帰還者の多くは高齢者で、子どもや若者の多くは戻っていない。帰還した地域社会はまともに機能していない
  - △残る双葉町と7市町村にわたる帰還困難地域(337km<sup>2</sup>。名古屋市の広さに相当)の約2万2,800人にはいままなお帰還宣言は出ていない。この区域での今後の除染計画はごく一部だけ。このままでは多くの人が「棄民」にされる深刻な事態
  - △福島第一原発事故により180万県民の生業の基礎となってきた農業、林業、漁業、観光業などは深い打撃を受け、事故前に比して遙かに遠い水準にしか戻っていない
  - △避難指示区域外の避難者の無償住宅支援打ち切り(2017年3月)、営業損害賠償打ち切り(2017年7月)、精神的損害賠償打ち切り(2018年3月)。また、東電はADR(裁判外紛争解決手続き)の和解案が出されても拒否し続け、次々打ち切り

原子力災害がつづく限り、東電が事故の加害責任を率直に認め、当初に東電が約束した「三つの誓い」(①最後の一人まで賠償を貫きます、②迅速かつきめ細かな賠償を徹底します、③和解案を尊重します)に沿って、被災者対策に真摯に取り組むことを求める

- 汚染土壌30年間中間貯蔵問題
  - △中間貯蔵予定地について大熊町(14年12月)、双葉町(15年1月)が苦渋の受け入れ表明
  - △県内市町村から運ばれるフレコンバック最大推定2,200万袋(東京ドーム18杯分)の貯蔵を17年10月から開始
  - △「貯蔵開始から30年以内に福島県外で最終処分を行う」とされ、「国が責任を持って対応する」というが、何ら具体化は図られていない
  - △台風19号の豪雨と河川氾濫で田村市、飯館村など4市町村で汚染土壌フレコンバック56袋が付近の川に流出
- 環境省の汚染土壌(8,000Bq/kg以下)の再生利用計画(道路の路盤使用)
  - △最終処分量を減らす目的とされるが、これが最終処分となる懸念
  - △再利用実証事業は二本松市では事実上白紙撤回。南相馬市でも反対運動が起きる

原子力災害がつづく限り、東電が事故の加害責任を率直に認め、被災地対策に真摯に取り組むことを求める

## 1-2、廃炉工程表「中長期ロードマップ」の改訂(5回目)。事故収束対策の進展は福島復興の前提条件

- 使用済み燃料の取り出しは1～6号機すべてを2031年(10年後)末、完了を目指すとしているが、最終保管の見通しは示されていない
- 溶融燃料(デブリ)の取り出しは21年に2号機から始めるとしたが、880tと推計される1～3号機のデブリの取り出し方法、保管の見通しも示されていない
- 汚染水処理増大に対する有効な対策が示されていない。政府が方針とする「環境放出」は、住民の不安・心配を新たに増大させるもの
  - △阿武隈山系の太平洋側に降る雨は地下水となって太平洋に放出される。これは福島原発立地前からの地質的地理的構造。とすれば、当初から石油備蓄で経験済みの10万t級タンクによる長期貯蔵の構えが必要。それを千t級タンク対応は場当たり対応の極み。いまからでも遅くはない
  - △政府の有識者会議の会合(12月23日)では、事務局は「海洋へ放出」「大気に放出(水蒸気放出)」「併

用」の3案しか示さなかった。「長期保管」は重要な選択肢

- 施設の劣化にたいする対策、津波対策など効果あるものが示されていない
- 廃炉作業の安全な実施には現場労働者の身分保障と安全確保が前提条件

事故収束対策につて、国と東電は国内外の英知を集めて、住民に新たな不安・心配をもたらさないようその拡充・進展に真摯に取り組むことを求める

## 2、最近の主な原発動向について

### 2-1、東電旧経営陣の刑事責任を問う

- 福島第一原発事故について東電の旧経営陣3人の刑事責任を問う強制起訴訴訟で東京地裁は無罪判決
  - △裁判長は、国の「長期評価」（2002年）にもとづく「津波高さ15.7m」の東電内の議論について、あれこれと付度を重ねた上で、「大津波の予見性は認められない」として3人を無罪。この極めて恣意的な判決、国民が納得できるものではない
  - △福島原発はチリ津波（1960年）後に建設されたにもかかわらず、チリ津波級の津波に対する備えがなかった。東電旧経営陣は歴史的現実のチリ津波を無視。それを超える「15.7m」はもともと論外のもの
    - \*これは苛酷事故を起こした東電旧経営陣の刑事責任としてもともと問われているもの
    - \*実は、東電旧経営陣3人の刑事責任を問う強制起訴訴訟ではこの点は争われていない。原住連と東電の間では、福島第一原発現地でも東電本社でも「3.11」事故に至るまで長年にわたる交渉の争点となってきたもの
- 原発は技術上、苛酷事故発生危険を構造的に排除できない上に、日本への原発立地は地質上、世界有数の火山・地震列島への立地の危険をもち、地理上も人口過密地帯へ近接・集中立地の危険をもつなど世界一の危険を持つ。東電は原子力事業者として福島原発の危険に対して格段かつ系統的な注意義務を負っていたが、その初歩的義務も果たしていない。東電が原子力事業者としての資格も能力もないことを端的に示す
- 苛酷事故を起こした東電は原子力事業者としての資格も能力もないことを自覚し、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つ責務がある
  - △東電の福島第二原発4基の廃炉決定（2019年7月31日）で、原発立地県では初めて「原発ゼロ」が実現。しかし、これは、東電が「オール福島」の世論の高まり、福島第一原発事故という深刻な経験を経て得られたもの
  - △福島第二原発の廃炉は本来なら第一原発の廃炉と合わせて行うべきものだったもの。それは福島第一原発事故を起こした東電の責務。もともと東電は日本の原発依存・固執をやめる先頭に立つべき責務がある
  - △東電は柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市・刈羽村）の再稼働に固執しているが、これもあってはならないこと。新潟県の三つの検証（①福島第一原発事故の検証、②健康・生活への影響の検証、③避難計画の検証）がないままに、原発再稼働の議論はないという県民世論が再稼働を阻止。もとはといえば東電が率先して再稼働をやめるべきもの
  - △東電は日本原電の東海第二原発（茨城県東海村）の60年運転再稼働への安全対策費3,500億円のうち2,200億円を支援を決定。これは、原子力災害の損害賠償などを打ち切る一方、他の電力会社の原発再稼働には資金提供するという本末転倒の措置。福島第一原発事故の教訓を二重に裏切るもの
  - △福島第一原発ではトラブルが続発。また、第一原発、第二原発の使用済み燃料や廃棄物の安全管理処分についての事業者としての基本業務の説明責任も果たしていない。さらに、新潟県の柏崎刈羽原発では誤ったFAXが県内自治体や規制庁に送信されるトラブル続く。これは通常時、事故時の事業者として通常業務の基礎的能力がないこと、事故後もこれが続くことは、東電の原子力事業者としての資格、能力の欠如を改めて示すもの

国と東電が福島第一原発事故の加害責任を認め、原発依存・固執をやめ、再生可能エネルギー開発の先頭に立つことを求める

### 2-2、原子力損害賠償をめぐる責任

- 原賠法では、被害者の救援の視点から原子力業者に「集中責任」「無限責任」という類例を見ない厳格責任が課される。ところが福島第一原発事故による原子力災害が生じると被害額が措置額を遙かに超えるとして、東電は原子力事業者としての厳格責任を免れる
  - △原賠法制定に当たって国は原子力災害の被害額の試算を原産会議に委託し、最大3.7兆円（当時の国家予算の2倍以上）の報告書（224頁）を受けながら、国会には要約だけ示し、1事業所当たり50億円（現行1200億円）を原賠措置額とする原賠法を成立（1961年）させた。報告書は長期にわたり隠蔽
  - △福島第一原発事故の事故対応費はこの枠組みを超えたことから原賠機構（2011年成立）、原賠・廃炉支援機構（2014年改編）を立ち上げ、事故対応費は電気料金と税金で賄う枠組みをつくる
  - △福島第一原発事故の事故対応費は21.5兆円（2016年12月政府試算。実際にはこれを大幅に上回るとされる）。国は「本来こうした万一の際の賠償への備えは福島第一原発事故以前から確保しておくべきだったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用を料金原価に参入することもなかった」として、この「賠償の備え」を「過去分」として電気料金で「後取り」する「詐欺的行為」を容認
  - △原発再稼働による原子力災害発生時にはこの枠組みが機能

原賠法を謀略的に制定した国の責任をただとともに、事故後は、事故対応費を電気料金で「後取り」という「詐欺的行為、は許されない」

### 2-3、夢破れても次は「高速炉開発」へ猪突猛進

- 政府は「高速炉開発」として2020年度当初予算案に約40億円盛り込む。政府の高速炉開発の実務レベル検討会「戦略ワーキンググループ」が高速増殖炉原型炉「もんじゅ」後継と称して高速炉開発の開発工程(今後10年程度の開発段階を3段階に区分)を定めた「戦略ロードマップ案」を取りまとめ(昨年12月18日)
  - △日本は第1回「原子力長計」策定(1956年)以来、高速増殖炉開発を「将来の原子力の主流」と位置づけ、「天然ウランのほとんどを利用できる」と「長計」にウソまで書いて、「夢の原子炉」として追いかけてきた
  - △政府は「もんじゅ」を廃炉にしたものの、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを高速炉とプルサーマルに再利用する核燃料サイクル政策の推進を決めた。合わせて「核のゴミ減容化」を強調
    - \*「核のゴミ減容化」は開発目的の後付け変更
    - \*高速炉共同開発のフランスは高速炉「アストリッド」の建設断念を表明(2019年10月仏国会衆議院)
    - \*「無理なものを研究しても予算と優秀な人材を浪費する」(岡芳明・原子力委員会委員長の2018年7月のメールマガジンで認識表明)
  - △政府は従来政策の延長(「後継」)であるというが、高速増殖炉開発から「増殖」の看板を外した高速炉開発への政策転換であり、核燃料サイクル政策の検証と高速炉開発の政策的吟味がないままの高速炉開発はありえない
- 核燃料サイクル政策は、高速増殖炉開発、六ヶ所再処理工場建設、高レベル放射性廃棄物処理からなるが、六ヶ所再処理工場は24回もの竣工延期を重ねながらいままなお見通しはしない。高レベル廃棄物問題は原子力開発から半世紀余を経過しながらいままなお「トイレなきマンション」問題は解決しえていない。結果として、これらの巨額開発の浪費を国民に強いている

日本の原子力政策の二本柱である①原発推進政策、②核燃料サイクル政策のいずれの面でも八方ふさがりであり、その全面的な検証を求める

### 2-4、広島高裁(森一岳裁判長)が伊方3号機の運転差し止め仮処分決定

- 山口県の住民3人が運転差し止めを求めた仮処分の即時抗告審で運転差し止め決定(1月17日)
  - △地震・火山列島への原発立地の危険を指摘
    - \*活断層の調査は「不十分」
    - \*阿蘇山の破局的噴火に至らない最大規模の降下火砕物想定も「過小」
- 阿蘇山から同じ距離には再稼働している玄海3、4号機(佐賀県玄海町)、川内1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)があり、これらの原発へ波及する問題
- 伊方3号機は昨年12月から定検で運転を停止しているが、今年に入り、深刻トラブル続発
  - △原子炉から核燃料取り出し準備作業中に制御棒1体を誤って引き抜く(1月12日)
  - △使用済み燃料プールで燃料集合体をクレーンで移動中に燃料落下の警報発報(1月20日)
  - △停電発生で外部電源供給が停止(1月25日)
- 四電・長井啓介社長は広島高裁の原発差し止め仮処分への異議申し立てを一時見送ると表明(1月27日)

伊方原発の廃炉を求める

### 2-5、原電・敦賀原発の地盤データ改ざん問題

- 規制委は原子炉建屋直下に活断層があると指摘される原電・敦賀2号機(福井県敦賀市)の審査会合(2月7日)で、原電が提示した地質データに不適切な書き換えがあると指摘
  - △問題となったのは原電が2012年に実施した掘削調査の記録。従来資料では「未固結粘土状部」の記載が「固結粘土状部」に書き換え
  - △会合で規制委は「元のデータの書き換えは絶対にやってはいけない。倫理上の問題だ」と批判。規制委は他に書き換えがあるかどうか調べて報告するよう求める。規制委担当者は十数個所で書き換えが見つかったと指摘

規制委に敷地内活断層の調査を指示された原電の「居直り、対応は許されない」

### 2-6、幌延新地層研究施設の「期限終了」約束を守れ

- 日本原子力研究開発機構は幌延新地層研究センターの「2020年3月終了」「埋め戻し」の約束を守れ!
  - △機構の約束を反故にして当面2028年までの研究延長の申し入れは許されない
  - △北海道知事の道議会での受け入れ表明(昨年12月10日)に抗議

深地層研究は「核のゴミ、の日本での地層処分と結びついたものだが、日本に適地はない」

## 2-7、関西電力の「原発マネー還流」事件の徹底した真相究明を

- 関電会長ら20人に3.2億円(3億1,845万円)の発覚—これは2011~18年の7年間だけのもの
    - △元高浜町助役森山栄治氏(昨年3月、90歳で死去)等が関電役員20人に3.2億円の金品提供
    - △関電歴代15幹部にも金品—森山氏が助役退任の1987年には始まる
  - 自民党へ「原発マネー還流」
    - △世耕弘成前経産相(自民党参院幹事長)に献金
    - △稲田朋美・元防衛相(自民党幹事長代行)に献金
    - △高木毅元復興相が二つの関連警備会社に支払い
  - 関電が高浜町へ寄付金43億円—8割は森山助役時代
  - 玄海町長初当選直後に100万円受領—福井・原発関連会社から
  - 東電による柏崎市議選(2003年の統一地方選)後に原発賛成派議員への「当選祝い」ビール券問題発覚
- 国会と政府の責任による真相究明を！

## 3、「原発ゼロ」の国民合意へ向けて

### 3-1、新規制基準は福島第一原発事故再発防止の保障がない

- 原子力規制委委員会の新規制基準の問題点
  - △新規制基準は福島第一原発事故の検証にもとづくものではない
  - △新規制基準は地震・火山列島への原発立地に不十分
  - △新規制基準は国際原子力機関(IAEA)の「深層防護」(第1層:故障(異常)の発生防止、第2層:故障(異常)の拡大防止、事故発生の防止、第3層:事故拡大の防止、放射能の格納容器閉じ込め、第4層:放射能の敷地内閉じ込め、アクシデントマネジメント、第5層:敷地外に出た放射能による被害防止)の第4層前半までの技術的措置に限定
- 規制委は緊急時対策を規制対象にしていない
  - △日本は国際原子力機関(IAEA)の勧告を拒否して苛酷事故対策、緊急時対策について、国の規制対象としなかった。規制委発足にあたり、苛酷事故対策は一応国の規制対象としたが、緊急時対策は外したまま
- 規制委の発足に当たって、福島第一原発事故後のどさくさに紛れて原子炉等規制法が改悪され、原発の「通常40年運転」「特例60年運転」が法文上明記された。原発再稼働の道が法的に開かれた
  - △規制委は、創設当初から原子力の安全規制と推進という相反任務を負わされた
  - △規制委は、IAEAが定める「規制機関は、原子力の推進に対して、責任を負ってはならない」など規制機関に関する国際基準に著しく違反するもの
- 新規制基準の適合性審査に“合格、したとして原発を再稼働(9基)させることは、日本列島を福島第一原発事故の再発の危険にさらすもの

原発の再稼働は苛酷事故の再発防止の保障はない。再稼働は許されない  
日本の規制委は、国際基準の基づく規制機関として改編されねばならない

### 3-2、原発「安全」対策費を当初想定の10倍もかけても再稼働固執—撤退方法を知らない玉砕路線

- 各電力会社の「安全」対策費は増加 (単位:万円)
 

△電力会社	関西	九州	東京	中国	中部	東北	原電	北海道	四国	北陸	Jパワー
△2013年1月末	2850	2000	700	500	1500	250	非公開	600以上	数百	250	非公開
△2019年6月末	1兆250	9千数百	6800	5000	4000	3400	2700	2000台半ば	1900	1500以上	1300

\*関電、九電は1兆円規模

- 池内了・名大名誉教授(新潟県の原発事故に関する検証委員会総括委員長)の警告

なぜ電力業界は原発に固執するのか?

—負け戦の撤退方法を知らない日本—

- ・原発1基の建設におよそ4000億円を投じている  
(新規制基準に合わせるために約2000億円必要)  
(40年+20年延長させるために、さらに2000億円必要)
- ・投資額は、6000億円~8000億円  
1kwhの生産コスト…11円(公称)⇒25円(家庭)、18円(企業)  
1kwhで10円の儲けとすると 100万kwh×7000h/年×10円=700億円/年  
回収額は、40年稼働で2.8兆円 さらに20年で1.4兆円
- ・この利益に目がくらんで撤退できない⇒玉砕路線

## 3-3、原発依存・固執は日本亡国の道

- 日本の名門企業・東芝の経営危機は原発依存によるもの  
△米国、英国の原発事業の赤字まで背負わされる
- 日本のエネルギーの主流となるべき再生エネルギー開発を大きく抑制
- これ以上の原発依存は日本亡国の道

先の戦争での「負け戦の撤退方法を知らない日本」を原発で繰り返させてはならない

## 3-4、国と電力会社は原発開発の「負の遺産」に真摯に取り組むこと

- 使い道がないプルトニウムの大量保有
- 高レベル放射性廃液の垂れ流し
- 使用済み核燃料の大量保管
- 続出する廃炉

これら「負の遺産」の安全管理・安全処理には原子力の基礎研究の抜本的振興が必要不可欠

## 3-5、事故10年目の福島を語りながら「原発ゼロ」の合意形成へ向けて

- 「三つの検証（①福島第一原発事故の検証、②健康・生活への影響の検証、③避難計画の検証）がないままの柏崎刈羽原発の再稼働議論はない」とする新潟県民世論
- 日本原電（東海第二原発）と茨城県と地元6市村（東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、水戸市）との「実質的事前了解」事項を含む協定書（2018年3月29日）
- 福島第二原発の廃炉正式決定（7月31日）  
△原発立地自治体で初めて「原発ゼロ」実現  
△「オール福島」の世論の力による  
△福島第一原発事故という深刻な経験を経て得られたもの
- 全国的に「原発ゼロ」を実現する上で、福島のを繰り返してはならない  
△福島原発事故の体験、教訓を国民一人一人が共有して「オール日本」の世論形成を
- 「原発ゼロ基本法案」の国会審議を

原発の危険を語る、福島第一原発事故の体験・教訓を語る、高速増殖炉・六ヶ所再処理工場・高レベル放射性廃棄物処理の八方ふさがり状況を語る、福島第一原発事故と日本の原子力政策の検証の必要性を語る国民的議論を通じて、「原発・核燃サイクルからの撤退」「原発ゼロ」の合意形成を！

## 4、原住連の強化・拡充を！

## 4-1、原住連の役割の重要性

- 原住連は別記「自己紹介」にある住民運動を展開してきた  
△原住連は「原発の日本立地の危険」を定式化し「原発の危険に反対する」運動論を掲げて住民運動を展開  
△このことは「原発ゼロ」運動にとっても重要な意義をもつ

## &lt;原住連の自己紹介&gt;

- 「原住連」の運動論——「原発の危険に反対する」  
△原発への一般的是非の意見の違いを超えて共同できる  
△思想信条の違いを超えて共同できる  
△原発問題をめぐる住民投票での連勝を支えた運動論  
\*新潟県巻町(当時)の原発誘致をめぐる住民投票での勝利(1996年8月4日)  
\*新潟県刈羽村の「プルサーマル」導入をめぐる住民投票での勝利(2001年5月27日)  
\*三重県海山町(当時)の原発誘致をめぐる住民投票での勝利(2001年11月18日)
- 原発の日本立地の危険の定式化——原発の日本立地の六重の危険  
①技術上の危険——原発は苛酷事故の発生を構造的に排除できない危険。また高レベル放射性廃棄物の処理・処分の見通しが不明な危険をもつ  
②経済上の危険——原発の必要な費用やリスクなどをコスト計上しない危険、総括原価方式(原発推進の国内的起動力)の危険をもつ  
③地質上の危険——世界有数の地震・火山列島に立地する危険をもつ  
④地理上の危険——人口密集地帯に近接・集中立地の危険をもつ  
⑤行政上の危険——国際基準に則った規制機関不在での立地の危険をもつ  
⑥営業上の危険——事故が起きても隠蔽・運転を強行する危険をもつ

- 原発の日本立地は世界一危険  
 △①は世界共通であるが、日本はこれに正面から向き合っていない  
 △②～⑥は日本固有のもの  
 △「原住連」は全国各地で「原発の危険に反対する」運動をすすめる
- 福島第一原発事故はこれら六重の危険が一気に顕在化したもの
- 「原住連」は第1回チェルノブイリ原発事故現地調査（1991年）以後、日本における苛酷事故（シビアアクシデント）の未然防止を緊急課題として取り組む  
 △住民監視の力で苛酷事故の発生を未然防止すること  
 △パンフレット『原発大事故 つぎは日本!?』（1992年8月15日発行）  
 △中部電力、東北電力、東京電力等へ苛酷事故対策を申し入れ  
 \*＜事例＞：中部電力＞ 浜岡原発1・2号機の砂地盤上に支持されている機器冷却系配管が地震時に液状化で破壊され、冷却材喪失による苛酷事故に至る危険を指摘  
 : 中部電力は、なぜか液状化についてはいまでも否定しているが、浜岡3号機増設時に、3号機取水槽から岩盤中に連携トンネルを掘り、1・2機につなぐ工事を実施  
 \*＜事例＞：東北電力＞ チリ津波(1960年)の際、引き潮が「-6.5m」に達したことを指摘し、女川原発の機器冷却系の取水口に海水が届かず、冷却材喪失による苛酷事故に至る危険を指摘  
 : 東北電力は、女川3号機増設時に、前面海底を「-10.5m」まで浚渫する工事を実施  
 : この工事で、東日本大震災時に津波による冠水を免れ、苛酷事故の発生を防ぐことができた  
 \*＜事例＞：東京電力＞ チリ津波級の津波に襲われれば、機器冷却系の海水ポンプが冠水し、冷却材喪失による苛酷事故に至る危険を指摘  
 : 東京電力は、何らの措置も取らず  
 : 「原住連」は、この活動を評価され、「2011年度JCJ特別賞」を授賞される
- 「原住連」は現在、「原発・核燃からの撤退」と「再生エネルギーへの転換」への国民合意の形成を最大の課題として取り組む  
 △「原住連」の運動論は、「原発ゼロ」運動でも重要な意義を持つ

#### 4-2、読者に支えられる原住連

- 「げんぱつ」読者が住民運動を支えているが、今期の読者の減数35は要注目  
 △この間の「げんぱつ」読者の増減  
 \* 「げんぱつ」読者の拡大—67人  
 : 青森1、岩手3、宮城1、福島7、茨城1、栃木1、群馬1、埼玉14、東京11、神奈川5、長野5、新潟3、石川1、福井3、愛知1、香川1、愛媛6、熊本1、鹿児島1  
 \* 「げんぱつ」読者の減数—102人  
 : 北海道2、青森1、岩手1、宮城2、福島9、茨城4、栃木2、群馬4、埼玉15、千葉4、東京31、神奈川12、長野1、新潟3、福井2、岐阜1、静岡2、三重1、滋賀1、山口1、福岡1、鹿児島2  
 : 「げんぱつ」読者拡大は早川篤雄代表委員の大奮闘

#### 4-3、財政報告

- 昨日の全国代表委員会で、この間の財政運営について報告を受け、正確かつ健全に行われていることを確認  
 △事務局からの決算報告を受ける  
 △安部喧三・会計監査委員から会計監査報告を受ける  
 △審議の結果、正確かつ健全に運営されていることを確認
- 原住連の財政は「げんぱつ」読者に大きく支えられている
- 事務局の紙代納入状況の掌握、適切かつ系統的な紙代請求などにより健全財政を維持・強化

#### 4-4、原発問題を巡る情報等のいっそうの住民との共有をめざして

- 「げんぱつ」読者を通じての情報等の共有を  
 △「げんぱつ」読者の拡大を  
 △原住連関係者のパソコン連携を軸とする編集の改善
- 原発情報等の共有を「ネット社会」でも！  
 △原住連HPの活用  
 △原住連の「掲示板」の設置  
 △原住連がもつ原発情報をPDF化して活用  
 △若い人たちとの共有に力点を
- 原発問題の論点整理のためのプロジェクトの立ち上げ